

21川監公第 5 号

平成21年4月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿 川 隆
同	奥 宮 京 子
同	岩 崎 善 幸
同	宮 原 春 夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 川崎区役所（建設センター）

幸区役所（建設センター）

中原区役所（建設センター）

高津区役所（建設センター）

宮前区役所（建設センター）

多摩区役所（建設センター）

麻生区役所（建設センター）

監査の範囲 平成20年度に契約した工事、平成19年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事で平成21年3月31日までに完了するもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成20年11月25日から

平成21年 3月18日まで

監査の結果

今回の監査は、各区役所建設センターが契約した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事32件、業務委託6件合わせて38件（別表）を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて書類審査及び現場調査を行った。

重点項目として設計変更が適切に実施されているかを主眼に実施した。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

1 緊急工事を適切に執行すべきもの

多摩区内道路補修（緊急）工事は、多摩区役所建設センター（以下「センター」という。）が管理する道路及び施設の破損等による危険な状態に対し、

緊急に安全対策や復旧の処置等を行うことを目的とする工事（以下「緊急工事」という。）として49か所行った。

そのうち、菅北浦4丁目12番地先の緊急工事についてみたところ、高さ2.3mのH鋼横矢板による擁壁を約19mにわたり築造し、センターの資材置場の拡張整備（以下「拡張整備」という。）を行っていたが、請負者は、特記仕様書に定めた工事出来高図の作成、川崎市土木工事施工管理基準に定めた工事写真の撮影を行っておらず、工事の施工段階、工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来高寸法、品質管理状況等が確認できなかった。

工事出来高図の作成及び工事写真の撮影を行うよう施工管理の指導を徹底されたい。

また、高さが2mを超える擁壁は、建築基準法（昭和25年法律第201号）によると、工作物として工事着手前にその計画を建築主事に通知し、確認済証の交付を受けた後でなければ築造することができないとされているが、確認済証の交付を受けずに築造していた。

今後は、法令遵守を徹底されたい。

さらに、擁壁の新設を伴う拡張整備は、施設の危険な状態に対し、緊急に安全対策や復旧の処置等を行うものとはいえず、本工事を緊急工事として執行したことは不適切であった。

緊急工事は、その目的を踏まえ、適切に執行されたい。

（別表監査番号23）（多摩区役所建設センター）

2 設計図面に基づき適正に施工すべきもの

多摩区内道路反射鏡設置工事は、交通安全対策の一環として、見通しの悪い交差点及び屈曲道路に道路反射鏡を16基設置したものである。

南生田6丁目23番地先に設置された道路反射鏡の工事写真をみたところ、設計図面に基づく基礎寸法（縦50cm、横50cm、深さ120cm）が確保されずに施工されていた。

設計図面にに基づき、適正に施工するよう監督されたい。

また、このことは、完成検査においても見過ごされていた。

川崎市請負工事検査規程（昭和43年訓令第5号。以下「検査規程」という。）によると、検査は、契約書、図面、仕様書その他関係書類に基づき綿密かつ厳正に行われなければならないとされている。

完成検査は、検査規程に従い厳正に行われたい。

（措置済み内容）

平成21年2月11日に設計図面にに基づき再施工された。

（別表監査番号24）（多摩区役所建設センター、建設局総務部技術監理課）

3 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、積算、業務委託に関し適切に執行すべきものが見受けられた。

なお、その概要は次のとおりである。

（1）適切な資料に基づき精算すべきもの

緊急工事の労務費は、業者から提出された作業員数をもとに精算されていたが、それを確認する工事写真等の資料がなかった事例

（別表監査番号12、21、23）（中原・宮前・多摩区役所建設センター）

(2) 適切な仕様書により業務委託を行うべきもの

橋りょうの耐震補強設計委託において、業務内容を変更し、変更契約を締結したにもかかわらず仕様書の変更を行わなかった事例

(別表監査番号35) (中原区役所建設センター)